平成２７年（フ）第４１９号
京都市伏見区深草飯食町837　朝日プラザ深草711号、前住所大阪府交野市郡津５丁目64番３号
債務者　森谷　一良
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６４号
京都市伏見区羽束師菱川町610番地164
債務者　長井　信吾
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６５号
京都市伏見区羽束師菱川町610番地164
債務者　長井真由美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８２号
京都府京田辺市草内鐘鉦割10番地１　レオパレススイートシーズン102号
債務者　前田　秀夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０６号
京都市伏見区阿波橋町423番地
債務者　堺　　豊
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５１６号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地　６棟503号、前住所京都市下京区麩屋町通松原下る上鱗形町520番地　スエルテ木駒603
債務者　五十嵐正幸
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５１７号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地　６棟503号、前住所京都市下京区麩屋町通松原下る上鱗形町520番地　スエルテ木駒603
債務者　五十嵐典子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３１号
京都府宇治市広野町西裏25番地　パル大久保311号
債務者　淵田三紀男
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３３号
京都市右京区太秦面影町21番地53、前住所京都市中京区壬生森町13番地８
債務者　澤田　元和
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５４１号
京都市南区吉祥院九条町67番地９　洛南ハイツ504号室
債務者　石井　英貴
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
京都市左京区浄土寺上馬場町121番地
債務者　杉本　由夏（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
大阪府大阪狭山市東野中２丁目1056番地の１―103号
債務者　勝井　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４７８号
堺市堺区中之町東２丁１番18―505号
債務者　池田　和弘
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４８９号
大阪府大阪狭山市東野中３丁目1069番地の７
債務者　新宅亜矢子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５１９号
大阪府藤井寺市岡２丁目11番51号　アーバンガーデン藤井寺305、前住所三重県名張市美旗町中１番31番地34
債務者　則武　紘之
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2408番地の１　吉田北町営住宅団地Ａ棟302号
債務者　吉田　竜二（旧姓小林・小野田）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで　前橋地方裁判所太田支部